

平成二十二年二月執行市長選挙 『公選法違反』など政治倫理に関する調査特別委員会最終報告

当特別委員会は、平成二十二年三月議会にて設置され、十回の委員会と三回の懇談会を開催し、慎重に調査をした。

調査項目のうち「平成二十一年十二月四日の部長会議で配付した行政報告」については、桑山前市長と前総合企画部参与によって私的文書を公的会議の場を利用して配付されたものであり、市長選挙前に誤解を招く行為は差し控えるべきであったと指摘した。

また、「桑山前市長の市長選挙に伴う選挙公報用の写真や選挙運動ビラの記載内容」については、使用された写真の撮影日が規定違反であったことや選挙運動ビラに不正確な表記や誤認があったことは確認できたが、作成に職員の関与はないと判断した。また、受付した選挙管理委員会の事務は規定どおりで不手際はなかったが、今後、立候補者にはしっかりと規定を説明し、厳しい態度で受付をするよう要望した。

次に、「津山圏域資源循環施設組合の住民説明会での桑山前管理者の発言」については、「資源循環施設の建設の遅れは津山市議会の政治的テロが原因」という住民の不安をおおるような不穏当な発言をされており、議会への冒瀆であると強く遺憾の意を表す。

次に、「市内に配布された怪文書等」については、当初は「市長選の構図」という文書だけが市内に配布され、怪文書ではないかと疑われていたが、後日、その文書は市民の手紙に同封されたもので、いわゆる作者不明の怪文書ではないということが分かった。

当委員会は、一市民の方の信書の内容について正誤を審査することはできないが、この文書の作成に市職員や市議会議員が関わり、庁舎内を利用したのではないかとこの疑いがあり、その点に絞って調査をした。

文書に記載された市議会議員、クリーンセンター建設事務所、勝北支所、

久米支所、契約監理室に対して調査をした。参考人として、桑山前市長に、委員会、懇談会への参加を依頼したが、参加いただけなかった。また、この文書に氏名を載せられた市民や、警察に事情聴取された市民と懇談会を開き、話を伺った。

調査では、文書の作成に前市長や市職員の関与を認める事実は確認できず、庁舎の利用についても確たるものはなかった。

しかし、調査を通して、この文書に書かれている内容は事実に反するということが判明した。当事者は、すでに名誉毀損などで訴えを起こしており、その結果により、市民への誤解を解き、名誉回復となることを願うものである。

市長選挙の直前という時期に、多数の人にこういった内容の手紙を送るという行為は、決して、良識ある正しい行為とは思えない。

さらに、この文書を手配した市議会議員が、文書を広めたり、議会報告として印刷して市内に配布するなど、傷口を広げるような行為をしており、それこそが倫理に反する行為であり、今後は、議員として思慮ある行動をお願いしたい。

八十一年の長い市政の歴史の中で汚点として残る今回の市長選挙を反面教師とし、今後、このような選挙戦を、津山市で行うことがないように宣言する。

市政に対する個人質問

九月議会では、六日(月)から十日(金)までの五日間にわたって、二十六人の議員が質問を行いました。次ページより紹介しますが、掲載の質疑は議員が作成し、議員の責任で掲載しています。似顔絵については、各議員が持ち寄りました。

